



避難情報を発信

- エリアメール
- 緊急告知 FM ラジオ **おすすめ**
- 市ホームページ
- 市公式 Facebook、Twitter など

緊急告知 FM ラジオ

避難情報の発令や特別警報の発表があった際に、電源を切っても自動で音声が流れて情報をお知らせするラジオです。

通常時は FM はまなすの放送を聞くことができます。

販売価格 市民・町会 2,000 円
事業所 4,000 円

販売場所 防災対策室、北村・栗沢両支所、FM はまなす（有明町南1 コミュニティプラザ1階）



警報の発表や自主避難の受け入れ情報を発信

- 岩見沢市メールサービス **おすすめ**
- Yahoo! 防災速報
- FM はまなすのラジオ放送 など

岩見沢市メールサービス

各種警報の発表などの防災情報をメールで配信しています。希望者には防犯情報や生活に関する情報も配信しています。

※通信契約が定額制でない場合、1件あたり約3円の通信料（パケット料金）がかかります。

配信される情報

【防災情報】

- 各種警報の発表 ● 避難所開設（自主避難の受け入れ）情報 ● 台風接近情報 ● 河川の水位上昇に伴う注意情報 など

【防犯情報（希望者のみ）】

- 市内の犯罪警戒情報 ● 防犯に関する啓発

【生活情報（希望者のみ）】

- 停電に関する情報 ● 休日当番医 ● 除排雪の情報 ● そのほか、市からのお知らせ

QRコードを読み取り、メールを送信して登録



QRコードが読み取れない場合は、kara-mail@mail.bousai-iwamizawa.jpへ任意の文字を入力してメールを送信してください

情報を入手しよう

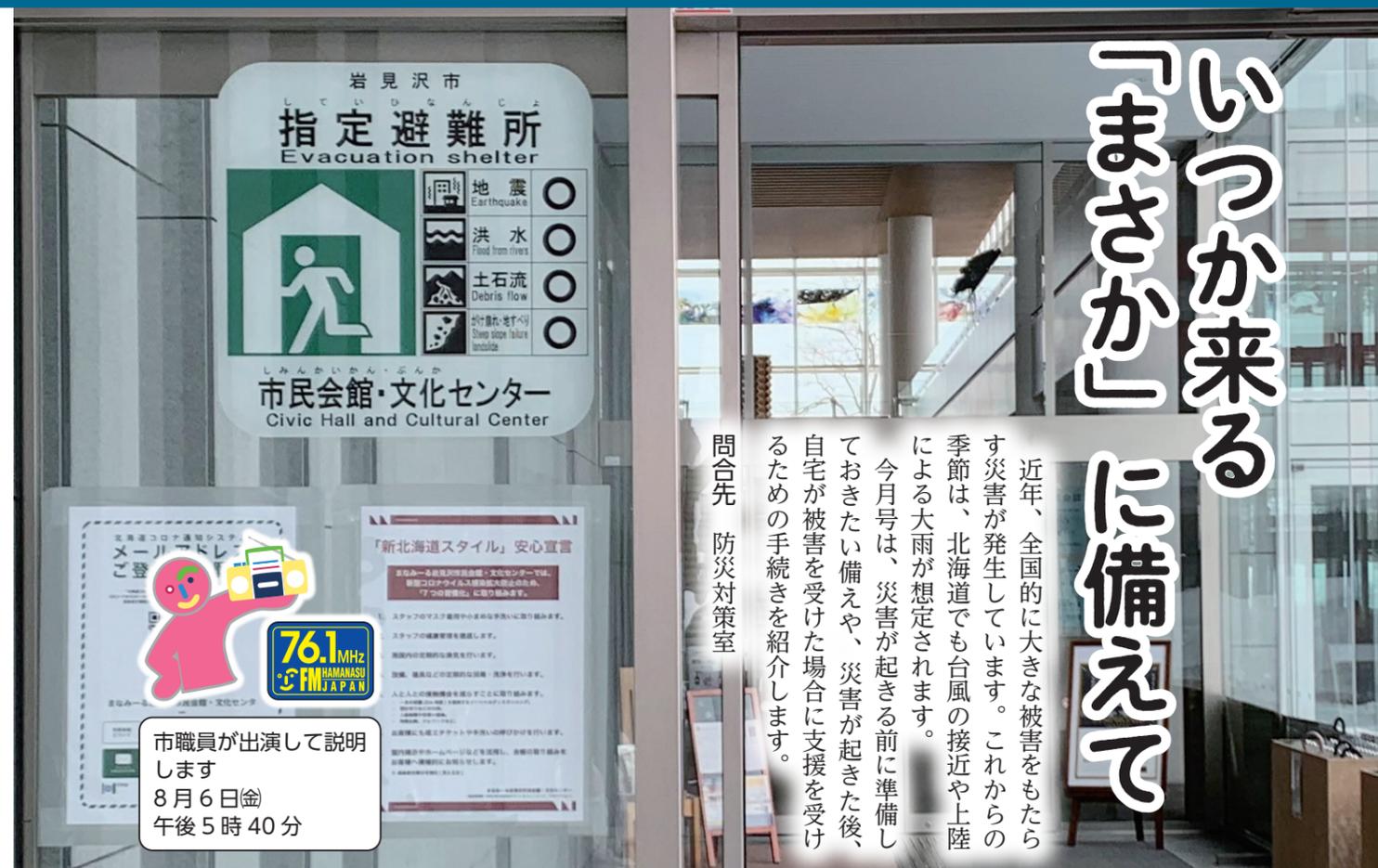
災害時に適切な避難行動を取れるように、市が発信する防災情報を受け取りましょう。

「まさか」に備えて

いつか来る

近年、全国的に大きな被害をもたらす災害が発生しています。これからの季節は、北海道でも台風の接近や上陸による大雨が想定されます。今月号は、災害が起きる前に準備しておきたい備えや、災害が起きた後、自宅が被害を受けた場合に支援を受けるための手続きを紹介します。

問合せ先 防災対策室



市職員が出演して説明します
8月6日(金)
午後5時40分

非常持出し品の例

- 非常食 ● 飲料水 ● 自分の常服薬 ● 衛生用品 ● 懐中電灯 ● モバイルバッテリー ● 貴重品 ● 着替え ● 防寒服 ● マスク ● 体温計 ● 除菌スプレー など

+

高齢者や身体の不自由な方がいる家庭は
● 大人用紙おむつ ● 杖 など

乳幼児がいる家庭は
● 乳幼児用紙おむつ ● 哺乳瓶 ● 粉ミルク など

ペットがいる家庭は

- ペットフード ● 水、食器類 ● トイレ用品 ● ペットの写真 ● 毛布 ● ビニール袋、ガムテープ ● ケージやキャリーバッグ ● リード など

効率よく備蓄しよう！（ローリングストック法）

普段から水や日持ちのする食品を少し多めに備蓄しておき、賞味期限が近いものから日常生活の中で消費し、消費した分を買い足しましょう。無駄なく、常に一定量の備蓄をしておくことができます。

例えば

飲料水 1日あたり1人3L } ×家族の人数分
食料品 1日3食 } ×3日



非常持出し品を準備しよう

立退き避難（水平避難）の際に速やかに避難できるように、非常持出し品をあらかじめ準備しましょう。非常持出し品に必要な物は人それぞれ違います。自分の必要な物をリュックサックなどに入れ、災害時に持ち出しやすい場所に置いておきましょう。また、感染症対策として、マスク、体温計、除菌スプレーなども用意しましょう。

知識を備える

水害で受ける被害はどのくらい？

市内で大規模な洪水が起きたとき、自宅や自分の住む地域がどのくらいの被害を受ける可能性があるか知っていますか？

自宅が洪水の想定される区域にあるのか、浸水の深さはどのくらいなのか、国土交通省で運用している

確認してみよう！



避難の方法を決めよう

市で作成しているハザードマップは、10月に改定を予定しています。詳しくは、広報いわみざわ10月号でお知らせします。

一般的な家屋の浸水の目安	
浸水の深さ	高さの目安
0.5メートル	1階床上
3メートル	2階床下
5メートル	2階軒下

自宅や周辺の地域で想定される洪水による被害を確認しておくこと、自分が取るべき避難行動をあらかじめ決めておくことができます。

【自宅が浸水の想定される区域内にあり、2階以上に移動しても安全を確保できない場合】

指定避難所や安全な地域に住んでいる親戚や知人の家などへ避難する立退き避難（水平避難）が必要になります。

【自宅が浸水の想定されている区域にあるが、2階以上へ移動することで安全を確保できる場合】

想定される浸水の深さが3メートル未満の場合など、自宅の2階へ移動することで安全が確保できる場合は、屋内安全確保（垂直避難）で避難することができます。

なお、屋内安全確保（垂直避難）の場合でも、自宅で過ごせるように食料品や日用品を備蓄しましょう。

また、浸水が想定されていない区域に住んでいても、大規模な災害が発生したときは、ライフラインの停止や物流の停滞により、食料品や日用品を購入できなくなる可能性があります。最低でも3日程度の食料品や日用品を備蓄しておきましょう。

災害が起きた後は

もし、自宅が被害を受けたら

地震や洪水、大雪などの自然災害で自分の家が被害を受けたら、生活費や家の修繕費が必要になったり、被害の程度によっては仮設住宅に入居したりと、それぞれ必要な手続きを経て支援を受けることとなります。

災害が起きた際の公的支援

多くの人が被害を受け、支援が必要と国が認めた自然災害で家屋が被害を受けたとき、生活再建のための公的支援を受けられる場合があります。過去には東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震などの大災害が対象となっています。

これらの支援を受けるために必要となるのが、市が発行する「罹災証明書」です。



主な公的支援制度

支援策	支援内容
被災者生活再建支援金	住宅の被害程度や再建方法によって支給される支援金
義援金	被災者の支援を目的とした寄付金を人的被害や住宅の被害の程度に応じて配分
災害援護資金	人的被害や住宅の被害の程度に応じて借りることができる貸付金
応急仮設住宅への入居	住宅が「全壊」または「半壊以上の被害を受け住宅を解体、した場合、応急仮設住宅に入居することができる制度
住宅の応急修理	住宅が「準半壊、以上の被害を受け、自らの資力では修理することができない場合に、公的機関が修理費用を負担する制度

罹災証明書って？

罹災証明書とは、自然災害で被害を受けた「家屋」の「被害の程度」を市が証明するものです。家財や車、物置などの動産や空き家は対象になりません。

罹災証明書では、被害の程度が次の6段階に分かれています。災害の規模や被害の程度により、受けられる支援が変わります。

罹災証明書で証明する被害の程度

損害の割合	被害の程度
10%未満	一部損壊
10%～20%	準半壊
20%～30%	半壊
30%～40%	中規模半壊
40%～50%	大規模半壊
50%以上	全壊

災害が起きた後、罹災証明書により公的支援を受けられる場合は、市ホームページなどでお知らせします。

罹災証明書が必要になったら

① 罹災証明書の発行を申請

被害を受けた家屋に住む世帯主が市役所に罹災証明書の発行申請をします。

必要なもの 運転免許証などの本人確認書類、被害の状況が分かる写真

※被害を受けた世帯以外の方が申請する場合は、被害を受けた世帯主からの委任状が必要です。

② 被害認定調査

後日、市の職員が被害を受けた家屋の被害状況を調査します。

③ 罹災証明書の発行

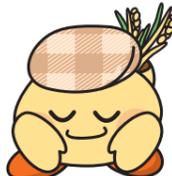
被害認定調査の結果をもとに、罹災証明書を発行します。

④ 各種被災者支援制度の利用

被害の程度に応じて、罹災証明書の提示でさまざまな支援制度を利用できます。

火災による罹災証明書は、岩見沢地区消防事務組合予防課(8東10 ☎23-4301)にお問い合わせください

アパートなどの集合住宅や借家でも手続きの流れは同じです



本当に「自分は大丈夫」？

ここまで大きな被害をもたらす災害を想定した話が続きましたが、心のどこかで「まさかうちが被害を受けることはないだろう」「今までも大丈夫だったから」と思っていますか？

近年の気候変動により、過去に経験したことのないような災害や予測することが難しい災害が増えているのは事実です。「自分は大丈夫」と思わず、さまざまな可能性を想定して備えることが大切です。

非常持出し品の中身を確認したり、家族と避難方法などを話し合ったりと、今できる少しの行動が未来の自分を救うことにつながります。

いつ襲ってくるかわからない災害。いざという時に困らないためには、日ごろからの備えや防災への意識が何より重要です。忘れないように、今後も定期的に確認しましょう。

市は、これからも防災に関するさまざまな取り組みを進めていきます。皆さんも、自分や大切な人を守るために、できることから始めましょう。

被害状況の写真を撮ろう

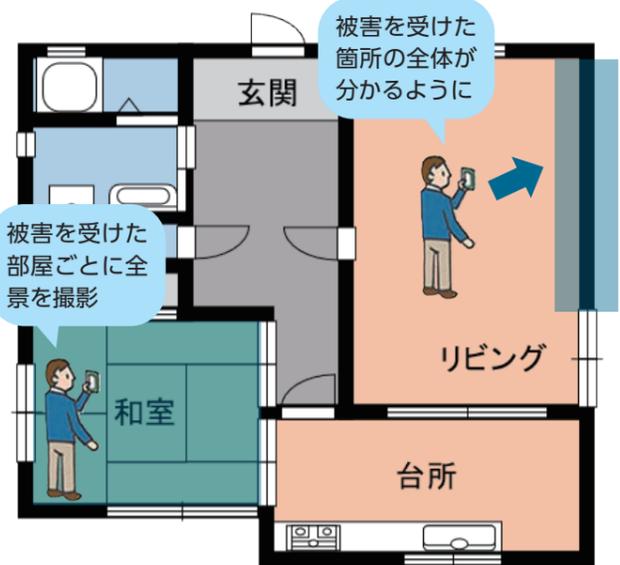
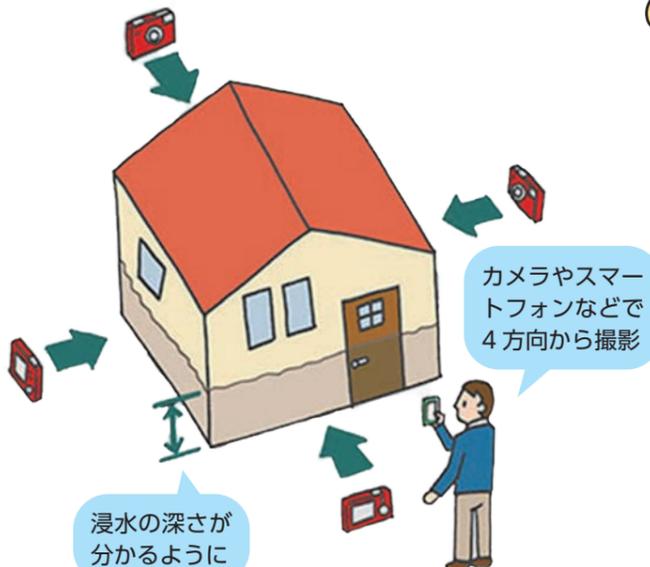
災害で家屋が被害を受けたら、片付けや修理をする前に、被害状況の写真を撮るカメラやスマートフォンなどで撮っておきましょう。

被害状況の写真は、被害があったことや被害の程度を証明するための大切な証拠となります。罹災証明書の発行や、保険会社に保険金を請求する際などにも役立ちます。



家の外の写真を撮るときは

- カメラやスマートフォンなどで、なるべく4方向から撮る
 - 浸水した場合は、浸水の深さが分かるように撮る
- ※メジャーなどを当てて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが分かりやすくなります。



家の中の写真を撮るときは

- 被害を受けた部屋ごとに全景写真を撮る
- 被害を受けた箇所の「寄り」の写真を撮る

【想定される撮影箇所】

内壁、床、窓、出入口、サッシ、ふすま、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

家屋以外の被害は

自然災害で家財や車、物置などが被害を受けたときは、罹災証明書は発行されません。

しかし、保険金の請求や共済組合による見舞金の受け取りなど、民間企業による支援を受ける場合には、市が発行する「被害届出証明書」が必要となる場合があります。被害の状況が分かる写真があれば、即日交付できます。

被害届出証明書は、自然災害の被害にあったという申し出の証明のため、被害の程度などを証明するものではありません。